

筑紫野市指定給水装置工事事業者リストの

公表に関する同意書

年 月 日

(あて先)
筑紫野市長

氏名又は名称 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

私は、市長(以下「管理者」という。)がお客さまの利便性向上に資することを目的として、筑紫野市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)の事業に関する情報を掲載した筑紫野市指定給水装置工事事業者リスト(以下「指定事業者リスト」という。)を筑紫野市ホームページ等で公表することについて、下記の事項を確認しましたので同意します。

記

(指定事業者リストへの掲載に係る手続き)

第1条 指定事業者は、次の各号の申請を行う場合に、併せて指定更新時確認事項等を管理者に提出する。

- (1) 水道法第16条の2の指定を受けるため申請を行う場合
- (2) 同法第25条の3の2の指定の更新を受けるため申請を行う場合

(指定事業者リストに掲載する情報)

第2条 指定事業者リストには、次の各号に掲げる情報を掲載する。

- (1) 指定番号及び指定日
- (2) 指定事業者の名称
- (3) 事業所の所在地
- (4) 事業所の電話番号(ただし、お客さま対応に限る。)
- (5) 休業日及び営業時間
- (6) 対応可能な業務内容
- (7) 講習会等の受講実績

(指定事業者リストの掲載内容に関する責務)

第3条 指定事業者リストに掲載される内容について、指定事業者は次の各号の責務を負う。

- (1) 前条で記載される内容については、確実に対応できる体制を整備しておくこと
- (2) 掲載される電話番号は、営業時間内において常時連絡が可能であること

(裏 面)

(指定事業者リストの掲載内容変更)

- 第4条 指定事業者は、指定事業者リストの掲載内容に変更があった場合、速やかに指定更新時確認事項を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の指定更新時確認事項の提出があった場合、速やかに指定事業者リストへ反映する。
 - 3 第2条第1号から第3号の事項については、水道法第25条の7に基づき、給水装置工事事業者指定事項変更届書を管理者に提出することにより、前項の提出がなくても変更される。

(指定事業者リストからの削除)

- 第5条 指定事業者が次の各号に該当する場合、管理者は指定事業者リストから当該指定事業者の情報を削除する。
- (1) 水道法第25条の3の2の規定により指定の効力を失った場合
 - (2) 同法第25条の7の規定により事業を廃止した場合
 - (3) 指定給水装置工事事業者規程第8条の規定により指定の取り消しを受けた場合

(指定事業者リストの公表)

- 第6条 管理者は、必要に応じて指定事業者リストに掲載される情報をホームページ等で公表する。また、ホームページ等で公表した指定事業者リスト(以下「公表リスト」という。)の提供の要請があった場合、電子又は紙で提供する事ができる。
- 2 指定事業者が次の各号に該当する場合、管理者は指定事業者リストの第2条第4号から第7号の事項について、当該指定事業者の情報を非公表とする。
 - (1) 同法第25条の7の規定により事業を休止した場合
 - (2) 指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により指定の停止を受けた場合
 - (3) 公表を拒否した場合
 - 3 前項の規定により、非公表になった指定事業者が、次の各号に該当する場合、管理者は当該指定事業者の情報を再度公表する。
 - (1) 水道法第25条の7の規定により給水装置工事事業者再開届を管理者へ提出した場合
 - (2) 指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により指定の効力を停止され、その停止期間を経過した場合
 - (3) 公表を希望した場合
 - 4 前項第3号は、第2項第3号の規定により非公表にした場合のみ適用する。

(経過措置)

- 第1条 令和元年9月30日以前に指定を受けた指定事業者については、次の各号のとおり指定事業者リストに情報を掲載する。
- (1) 第2条第1号から第4号の事項は、管理者が把握している内容を掲載する。
 - (2) 第2条第5号から第7号の事項は、更新手続き前のため「データなし」と掲載する。
- 2 指定事業者は、前項の掲載内容の変更を希望する場合、第4条を準用し、随時変更することができる。